

監 第 2555 号
平成29年 3月30日

石川県建設産業連合会
会長 吉 光 武 志 様

石川県土木部長

土木部発注工事に係る土木工事積算基準等の改定について

改正品確法の基本理念に則り、最新の実績を踏まえて適正な予定価格を設定するため、下記のとおり土木工事積算基準等を改定します。

記

1 改定内容

○土木工事標準積算基準書

- ・交通規制補正の見直し
- ・現場環境改善に関する経費の見直し

平成29年度版国土交通省土木工事積算基準に準拠

2 適用時期

平成29年4月1日以降の支出負担行為に係る工事より適用する。

3 本件についてのお問い合わせ先

石川県土木部監理課技術管理室

TEL：076(225)1787 FAX：076(225)1788

現場条件に合わせた間接工事費の補正改定

■ 施工地域補正

- 現道上の工事（一般交通を規制する工事）の場合、交通量や車線数等の現場状況により、安全施設類の費用や資機材の小運搬経費が大きく変動し、間接工事費が実態と乖離がある。
- その為、一般交通の影響がある場合の補正について、実態に合わせて設定する他、他の補正についても、施工地域補正の加算方式について最新のデータで更新するとともに、率を乗じる補正に統一する。

【改訂前】

- ・ 該当する場合に、以下の補正値を加算する。

表-2 施工地域・工事区分別補正値

施工地域・工事区分 (地域補正)		共通仮設費率 補正値(%)	現場管理費率 補正値(%)
市街地		2.0	1.5
山間僻地及び離島		1.0	0.5
地方部	一般交通影響有り	1.5	1.0
	一般交通影響なし	0.0	0.0

廃止

【改定後】

- ・ 該当する場合に、以下の補正係数を乗じる。

施工地域・工事区分別補正係数

施工地域・工事場所区分		補正係数	
		共通仮設費	現場管理費
全地域	一般交通影響有り① (2車線(片側1車線)以上かつ交通量5,000台/日以上 の車道規制を伴う場合)	1.3	1.1
全地域	一般交通影響有り② (「一般交通影響有り①」以外で車道規制を伴う場合)	1.2	1.1
市街地	一般交通の影響なし	1.2	1.1
山間僻地及び離島		1.3	1.0

現場環境改善に関する経費の見直し

- 共通仮設費の中に、イメージアップ経費として「周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施する費用を計上することとしている。
- これについては、経費の名称とその内容がすぐに結びつきづらくなっているため、名称を「現場環境改善費」に改める。
- また、最新の実績データに基づき、経費率を見直す。

○イメージアップ経費の解析結果(H26～27竣工工事)

対象額: P_i		イメージアップ費率: i (%)	
		地方部	市街地
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i = 39.9 \cdot P_i^{-0.201}$	$i = 56.6 \cdot P_i^{-0.174}$
	5億円を超える場合	0.71	1.73

改定前

イメージアップ経費

計上項目	内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
宮繕関係	1. 現場事務所の快適化、2. 労働宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び構成施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑・防寒対策
地域とのコミュニケーション	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

改定後

現場環境改善費

計上項目	内容
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備、2. 緑化・花壇、3. ライトアップ施設、4. 見学路及び椅子の設置、5. 昇降設備の充実、6. 環境負荷の低減
宮繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性更衣室の設置を含む)、2. 労働宿舍の快適化、3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室)、4. 現場休憩所の快適化、5. 健康関連設備及び構成施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)、2. 盗難防止対策(警報機等)、3. 避暑(熱中症予防)・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図、2. 工法説明図、3. 工事工程表、4. デザイン工事看板(各工事PR看板含む)、5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)、6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営、7. パンフレット・工法説明ビデオ、8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)、9. 社会貢献

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改 正 理 由		一 部 改 正		改 正 現 行																																																																											
現 行				改 正				備 考																																																																							
2-1 共通仮設費の率分 (1) 共通仮設費の率分の積算 1) 共通仮設費の率分の算定は、別表第1(第1表～第4表)の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。 2) 対象額の算定にあたっては、「2. 共通仮設費(2) 算定方法 1) 率計算による部分」及び「2. 共通仮設費(2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 (2) 共通仮設費率の補正 共通仮設費率の補正については、「1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」又は、「2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算」により補正を行うものとする。 ただし、1)及び2)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。 1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表、第3表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。 <table><tr><th>施工地域区分</th><th>工種区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td rowspan="3">大都市(1)</td><td>舗 装 工 事</td><td rowspan="3">2.0</td></tr><tr><td>電 線 共 同 溝 工 事</td></tr><tr><td>道 路 維 持 工 事</td></tr><tr><td rowspan="3">大都市(2)</td><td>鋼 橋 架 設 工 事</td><td rowspan="3">1.5</td></tr><tr><td>舗 装 工 事</td></tr><tr><td>電 線 共 同 溝 工 事</td></tr><tr><td></td><td>道 路 維 持 工 事</td><td></td></tr></table> (注) 大都市(1)、(2)の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。 大都市(1)： 東京特別区、横浜市、大阪市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 大都市(2)： 札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 ※東京特別区、横浜市、大阪市については、鋼橋架設工事のみ。 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/㎢以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市(1)及び大都市(2)を含む場合は、大都市(1)を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。 ハ) 共通仮設費(率分)の計算 共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×大都市を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1(第1表、第3表)による。 I-2-②-7				施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市(1)	舗 装 工 事	2.0	電 線 共 同 溝 工 事	道 路 維 持 工 事	大都市(2)	鋼 橋 架 設 工 事	1.5	舗 装 工 事	電 線 共 同 溝 工 事		道 路 維 持 工 事		現行どおり 削除 1) 大都市を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 表-2の適用条件に該当する場合、大都市を考慮した共通仮設費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第1(第1表～第4表)の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分の場合以外には適用しない。 表-2 地域補正の適用 <table><tr><th colspan="3">適用条件</th><th>補正係数</th><th>適用優先</th></tr><tr><th>施工地域区分</th><th>工種区分</th><th>対象</th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="3">大都市(1)</td><td>舗装工事</td><td rowspan="3">東京特別区、横浜市、大阪市の市街地が施工箇所に含まれる場合。</td><td rowspan="3">2.0</td><td rowspan="3">1</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td rowspan="3">大都市(2)</td><td>鋼橋架設工事</td><td rowspan="3">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地については、鋼橋架設工事のみ対象とする。</td><td rowspan="3">1.5</td><td rowspan="3">2</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td rowspan="4">市街地(DID補正)(1)</td><td>鋼橋架設工事</td><td rowspan="4">大都市(1)、(2)の対象以外の市街地が施工箇所に含まれる場合。</td><td rowspan="4">1.3</td><td rowspan="4">3</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td rowspan="2">一般交通影響有り(1)</td><td>全ての工種(※)</td><td rowspan="2">2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)</td><td rowspan="2">1.3</td><td rowspan="2">4</td></tr><tr><td>鋼橋架設工事</td></tr><tr><td rowspan="2">一般交通影響有り(2)</td><td>全ての工種(※)</td><td rowspan="2">一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)</td><td rowspan="2">1.2</td><td rowspan="2">5</td></tr><tr><td>鋼橋架設工事</td></tr><tr><td>市街地(DID補正)(2)</td><td>市街地(DID補正)(1)以外(※)</td><td>市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地が施工箇所に含まれる場合。</td><td>1.2</td><td>6</td></tr><tr><td>山間僻地及び離島</td><td>全ての工種(※)</td><td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td><td>1.3</td><td>7</td></tr></table> ※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。				適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1	電線共同溝工事	道路維持工事	大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地については、鋼橋架設工事のみ対象とする。	1.5	2	舗装工事	電線共同溝工事	市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1)、(2)の対象以外の市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	4	鋼橋架設工事	一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5	鋼橋架設工事	市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6	山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7	補正係数改定に伴う記載の修正 補正係数改定に伴う記載の修正 補正係数の改定	
施工地域区分	工種区分	補正係数																																																																													
大都市(1)	舗 装 工 事	2.0																																																																													
	電 線 共 同 溝 工 事																																																																														
	道 路 維 持 工 事																																																																														
大都市(2)	鋼 橋 架 設 工 事	1.5																																																																													
	舗 装 工 事																																																																														
	電 線 共 同 溝 工 事																																																																														
	道 路 維 持 工 事																																																																														
適用条件			補正係数	適用優先																																																																											
施工地域区分	工種区分	対象																																																																													
大都市(1)	舗装工事	東京特別区、横浜市、大阪市の市街地が施工箇所に含まれる場合。	2.0	1																																																																											
	電線共同溝工事																																																																														
	道路維持工事																																																																														
大都市(2)	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地が施工箇所に含まれる場合。 ※東京特別区、横浜市、大阪市の市街地については、鋼橋架設工事のみ対象とする。	1.5	2																																																																											
	舗装工事																																																																														
	電線共同溝工事																																																																														
市街地(DID補正)(1)	鋼橋架設工事	大都市(1)、(2)の対象以外の市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.3	3																																																																											
	電線共同溝工事																																																																														
	道路維持工事																																																																														
	舗装工事																																																																														
一般交通影響有り(1)	全ての工種(※)	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量が5,000台/日以上(の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。)	1.3	4																																																																											
	鋼橋架設工事																																																																														
一般交通影響有り(2)	全ての工種(※)	一般交通影響有り(1)以外の車道において、規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)	1.2	5																																																																											
	鋼橋架設工事																																																																														
市街地(DID補正)(2)	市街地(DID補正)(1)以外(※)	市街地(DID補正)(1)で適用となる工種区分以外で、市街地が施工箇所に含まれる場合。	1.2	6																																																																											
山間僻地及び離島	全ての工種(※)	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.3	7																																																																											
積算上の注意事項				(控え頁) 1/4																																																																											

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改 正 理 由	一部改正	改 正		備 考
		現 行	現 行	
現 行 (注) 大都市(1)，(2)の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。 大都市(1)： 東京特別区、横浜市、大阪市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 大都市(2)： 札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 ※東京特別区、横浜市、大阪市については、鋼橋架設工事のみ。 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 ロ) 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市(1)及び大都市(2)を含む場合は、大都市(1)を考慮した共通仮設費率の補正を行うものとする。 ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(K r)×大都市を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表、第3表）による。		改 正 削除 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 <u>なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。</u> <u>2. ロ)施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い</u> <u>適用条件の複数が該当する場合は、適用優先順に従い決定するものとする。工事場所において施工地域区分が2つ以上となり、そのうち大都市(1)及び大都市(2)を含む場合は、大都市(1)を適用する。</u> <u>ロ)ハ) 共通仮設費（率分）の計算</u> 共通仮設費(率分)＝対象額(P)×共通仮設費率(K r)×大都市施工地域を考慮した補正係数 ただし、共通仮設費率は別表第1（第1表～第3<u>→4</u>表）による。 <u>なお、補正係数を乗じる場合は、K r の端数処理後に係数を乗じ、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</u>	記載箇所の変更に伴う削除 補正係数改定に伴う記載の修正 端数処理方法を記載	
積算上の注意事項				(控え頁) 2／4

工 種	共通仮設費の率分
-----	----------

改 正 理 由		一部改正		改 正 現 行																										
現 行				改 正		備 考																								
2) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正及び計算 イ) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第5表）の共通仮設費率に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。 <table><tr><th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th><th>補正値（％）</th></tr><tr><td colspan="2">市 街 地</td><td>2.0</td></tr><tr><td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td><td>1.0</td></tr><tr><td rowspan="2">地方部</td><td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td><td>1.5</td></tr><tr><td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td><td>0.0</td></tr></table> (注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地：施工地域が人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区をいう。 DID地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島：施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部：施工地域が上記以外の地区をいう。 2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通等の影響を受ける場合：①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合 ②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合 ③施工場所において、50m以内に人家等が連なっている場合 3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。 ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における共通仮設費率の補正は別表第1（第1表～第3表）の共通仮設費率に下表の補正係数を乗じるものとする。 <table><tr><th>施工地域・工事場所区分</th><th>工種区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td rowspan="5">市街地</td><td>鋼橋架設工事</td><td rowspan="5">1.3</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td>舗 装 工 事</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr></table> ハ) 共通仮設費（率分）の計算 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）＋施工地域・工事場所を考慮した補正値） 共通仮設費（率分）＝対象額（P）×（共通仮設費率（K r）×施工地域・工事場所を考慮した補正係数） ただし、共通仮設費率は別表第1の第1表～第5表による。 ※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。 3) その他 設計変更時における共通仮設費率の補正については、工事区間の延長等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。				施工地域・工事場所区分		補正値（％）	市 街 地		2.0	山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.3	橋梁保全工事	舗 装 工 事	電線共同溝工事	道路維持工事	削除		補正係数改定に伴う記載の削除
施工地域・工事場所区分		補正値（％）																												
市 街 地		2.0																												
山 間 僻 地 及 び 離 島		1.0																												
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.5																												
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																												
施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数																												
市街地	鋼橋架設工事	1.3																												
	橋梁保全工事																													
	舗 装 工 事																													
	電線共同溝工事																													
	道路維持工事																													
I -2-②-8		番号の修正																												
積算上の注意事項						(控え頁) 3／4																								

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由		一 部 改 正		改 正		現 行		備 考																				
現 行				改 正				備 考																				
(2) 現場管理費の算定 1) 現場管理費は別表第1 (第1表～第5表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。 なお、現場管理費の算定上、対象とする純工事費については、「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1) 率計算による部分 の(ニ)」及び「2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5) 間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。 2) 2種以上の工種からなる工事については、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとし、また、工事条件によっては、工事名にとらわれることなく工種を選定するものとする。 3) 設計変更で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。																												
(3) 現場管理費率の補正 現場管理費率の補正については、「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正」、又は「1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正」及び「3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正」により補正を行うものとする。 ただし、2)及び3)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、補正係数の大きい方を適用するものとする。				削除				補正係数改定に伴う修正																				
1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正 施工時期、工事期間等を考慮して、別表第1の工種別現場管理費率標準値を2%の範囲内で適切に加算することが出来る。ただし、重複する場合は、最高2%とする。				1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正				参照番号の修正 記載の修正																				
イ) 積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合 ア. 積雪寒冷地域の範囲……国家公務員の寒冷地手当に関する法律に規定される寒冷地手当を支給する地域とする。 ただし、コンクリートダム、フィルダムの現場管理費率を適用する工事には適用しない。 バ. 積雪寒冷地の施工期間を次のとおりとする。 <table><tr><th>施工時期</th><th>適用地域</th><th>備 考</th></tr><tr><td>11月1日～3月31日</td><td>北海道、青森県、秋田県</td><td>積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。</td></tr><tr><td>12月1日～3月31日</td><td>上記以外の地域</td><td></td></tr></table> シ. 工場製作工事及び冬期条件下で施工することが前提となっている除排雪工事等は適用しない。 ド. 現場管理費率の補正率は次によるものとする。 補正值 (%) = 冬期率×補正係数 冬期率=12月1日～3月31日 (11月1日～3月31日) までの工事期間／工期 ただし、工期については実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。また、冬期工事期間に準備又は後片付けが掛かる場合は、準備期間と後片付け期間を含めた期間とする。 補正係数 <table><tr><th>積雪寒冷地域の区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td>1 級 地</td><td>1.80</td></tr><tr><td>2 "</td><td>1.60</td></tr><tr><td>3 "</td><td>1.40</td></tr><tr><td>4 "</td><td>1.20</td></tr></table> (注) 1. 冬期率は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 2. 補正值は小数点以下3位を四捨五入して2位止めとする。 3. 施工地域が2つ以上となる場合には、補正係数の大きい方を適用する。				施工時期	適用地域	備 考	11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。	12月1日～3月31日	上記以外の地域		積雪寒冷地域の区分	補正係数	1 級 地	1.80	2 "	1.60	3 "	1.40	4 "	1.20	現行どおり					
施工時期	適用地域	備 考																										
11月1日～3月31日	北海道、青森県、秋田県	積雪地特性を11月中の降雪が5日以上あることとした。																										
12月1日～3月31日	上記以外の地域																											
積雪寒冷地域の区分	補正係数																											
1 級 地	1.80																											
2 "	1.60																											
3 "	1.40																											
4 "	1.20																											
I-2-②-39																												
積算上の注意事項								(控え頁) 1／7																				

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由		一部改正		改 正		現 行																																																																								
現 行				改 正				備 考																																																																						
ロ) 緊急工事の場合 緊急工事は 2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱第 9 条に示す緊急復旧事業及び直轄道路災害復旧事業事務取扱要綱第 10 条に示す緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。 2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正 大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第 1（第 1 表、第 3 表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。 <table><tr><th>施工地域区分</th><th>工種区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td rowspan="4">大都市（1）、（2）</td><td>鋼 橋 架 設 工 事</td><td rowspan="4">1.2</td></tr><tr><td>舗 装 工 事</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道 路 維 持 工 事</td></tr></table> (注) 大都市（1）、（2）の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。 大都市（1）、（2）： 札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D 地区）及びこれに準ずる地区をいう。 D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。 3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第 1（第 1 表～第 5 表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。 <table><tr><th colspan="2">施工地域・工事場所区分</th><th>補正値（%）</th></tr><tr><td colspan="2">市 街 地</td><td>1.5</td></tr><tr><td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">地方部</td><td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td><td>1.0</td></tr><tr><td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td><td>0.0</td></tr></table> (注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D 地区）及びこれに準ずる地区をいう。 D I D 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000 人／km² 以上でその全体が 5,000 人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。 2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を受ける 場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 ② " " 地下埋設物件の影響を受ける場合 I -2-②-40				施工地域区分	工種区分	補正係数	大都市（1）、（2）	鋼 橋 架 設 工 事	1.2	舗 装 工 事	電線共同溝工事	道 路 維 持 工 事	施工地域・工事場所区分		補正値（%）	市 街 地		1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	現行どおり 2) 大都市施工地域を考慮した現場管理費率の補正及び計算 イ) 表－3 の適用条件に該当する場合、大都市を考慮した現場管理費率の補正は、以下の施工地域区分及び工種区分の場合において別表第 2（第 1 表～第 2.4 表）の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。なお、以下の施工地域区分及び工種区分以外の場合には適用しない。 表－3 地域補正の適用 <table><tr><th colspan="3">適用条件</th><th>補正係数</th><th>適用優先</th></tr><tr><th>施工地域区分</th><th>工種区分</th><th>対象</th><th></th><th></th></tr><tr><td rowspan="4">大都市（1）、（2）</td><td>鋼橋架設工事</td><td rowspan="4">札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td rowspan="4">1.2</td><td rowspan="4">1</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td rowspan="4">市街地（D1D補正）（1）</td><td>鋼橋架設工事</td><td rowspan="4">大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td rowspan="4">1.1</td><td rowspan="4">2</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td rowspan="2">一般交通影響有り（1）</td><td rowspan="2">全ての工種（※）</td><td rowspan="2">2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。</td><td rowspan="2">1.1</td><td rowspan="2">3</td></tr><tr></tr><tr><td rowspan="2">一般交通影響有り（2）</td><td rowspan="2">全ての工種（※）</td><td rowspan="2">一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）</td><td rowspan="2">1.1</td><td rowspan="2">4</td></tr><tr></tr><tr><td rowspan="2">市街地（D1D補正）（2）</td><td rowspan="2">市街地（D1D補正）（1）以外（※）</td><td rowspan="2">市街地（D1D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。</td><td rowspan="2">1.1</td><td rowspan="2">5</td></tr><tr></tr><tr><td>山間僻地及び離島</td><td>全ての工種（※）</td><td>人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。</td><td>1.0</td><td>6</td></tr></table> ※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。				適用条件			補正係数	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象			大都市（1）、（2）	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	市街地（D1D補正）（1）	鋼橋架設工事	大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2	電線共同溝工事	道路維持工事	舗装工事	一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3	一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4	市街地（D1D補正）（2）	市街地（D1D補正）（1）以外（※）	市街地（D1D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5	山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6	補正係数改定に伴う記載の修正 補正係数改定に伴う記載の修正	
施工地域区分	工種区分	補正係数																																																																												
大都市（1）、（2）	鋼 橋 架 設 工 事	1.2																																																																												
	舗 装 工 事																																																																													
	電線共同溝工事																																																																													
	道 路 維 持 工 事																																																																													
施工地域・工事場所区分		補正値（%）																																																																												
市 街 地		1.5																																																																												
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5																																																																												
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																																																																												
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																																																																												
適用条件			補正係数	適用優先																																																																										
施工地域区分	工種区分	対象																																																																												
大都市（1）、（2）	鋼橋架設工事	札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.2	1																																																																										
	舗装工事																																																																													
	電線共同溝工事																																																																													
	道路維持工事																																																																													
市街地（D1D補正）（1）	鋼橋架設工事	大都市（1）、（2）の対象以外の市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	2																																																																										
	電線共同溝工事																																																																													
	道路維持工事																																																																													
	舗装工事																																																																													
一般交通影響有り（1）	全ての工種（※）	2車線以上（片側1車線以上）かつ交通量が5,000台/日以上以上の車道において規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。	1.1	3																																																																										
一般交通影響有り（2）	全ての工種（※）	一般交通影響有り（1）以外の車道において、規制を伴う場合。（常時全面通行止めの場合を含む。）	1.1	4																																																																										
市街地（D1D補正）（2）	市街地（D1D補正）（1）以外（※）	市街地（D1D補正）（1）で適用となる工種区分以外で、市街地部が施工箇所に含まれる場合。	1.1	5																																																																										
山間僻地及び離島	全ての工種（※）	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。	1.0	6																																																																										
積算上の注意事項								（控え頁） 2／7																																																																						

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由		一部改正		改 正		現 行		備 考																	
現 行				改 正				備 考																	
(注) 大都市(1)、(2)の補正を適用できる施工地域区分は以下のとおりとする。 大都市(1)、(2)： 札幌市、仙台市、さいたま市、川口市、草加市、千葉市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、東京特別区、八王子市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、広島市、北九州市、福岡市のうち、施工地域の区分が市街地をいう。 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。				→ 削除				補正係数改定に伴う表記の修正																	
市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。				→ <u>(注) 1. 市街地とは、施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 2. 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と同じものを適用すること。</u>																					
3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正 イ) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、別表第1（第1表～第5表）の現場管理費率標準値に下表の補正値を加算するものとする。なお、コンクリートダム、フィルダム及び電線共同溝工事には適用しない。 <table><tr><th colspan="2">施 工 地 域 ・ 工 事 場 所 区 分</th><th>補 正 値 (%)</th></tr><tr><td colspan="2">市 街 地</td><td>1.5</td></tr><tr><td colspan="2">山 間 僻 地 及 び 離 島</td><td>0.5</td></tr><tr><td rowspan="2">地方部</td><td>施工場所が一般交通等の影響を受ける場合</td><td>1.0</td></tr><tr><td>施工場所が一般交通等の影響を受けない場合</td><td>0.0</td></tr></table> (注) 1. 施工地域の区分は以下のとおりとする。 市 街 地： 施工地域が人口集中地区（D I D地区）及びこれに準ずる地区をいう。 D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人／km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。 山間僻地及び離島： 施工地域が人事院規則における特勤勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区をいう。 地 方 部： 施工地域が上記以外の地区をいう。 2. 施工場所の区分は以下のとおりとする。 一般交通の影響を受ける 場合： ①施工場所において一般交通の影響を受ける場合 ② " 地下埋設物件の影響を受ける場合				施 工 地 域 ・ 工 事 場 所 区 分		補 正 値 (%)	市 街 地		1.5	山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5	地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0	→ 削除							
施 工 地 域 ・ 工 事 場 所 区 分		補 正 値 (%)																							
市 街 地		1.5																							
山 間 僻 地 及 び 離 島		0.5																							
地方部	施工場所が一般交通等の影響を受ける場合	1.0																							
	施工場所が一般交通等の影響を受けない場合	0.0																							
I -2-②-40																									
積算上の注意事項								(控え頁) 3／7																	

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由		一部改正		改 正		現 行		備 考											
積算上の注意事項		I -2-②-41		削除		③ 〃 50m以内に人家等が連なっている場合 3. 施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合の取扱い 工事場所において、施工地域・工事場所区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用する。 ロ) 以下の施工地域、工事場所及び工種区分の場合における現場管理費率の補正は別表第1の現場管理費率標準値に下表の補正係数を乗じるものとする。 <table><tr><th>施工地域・工事場所区分</th><th>工種区分</th><th>補正係数</th></tr><tr><td rowspan="5">市街地</td><td>鋼橋架設工事</td><td rowspan="5">1.1</td></tr><tr><td>橋梁保全工事</td></tr><tr><td>舗装工事</td></tr><tr><td>電線共同溝工事</td></tr><tr><td>道路維持工事</td></tr></table> ※ イ)及びロ)の補正のどちらも適用できる場合、当該工事の補正については、ロ)の補正を適用するものとする。		施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数	市街地	鋼橋架設工事	1.1	橋梁保全工事	舗装工事	電線共同溝工事	道路維持工事	補正係数改定に伴う修正	
				施工地域・工事場所区分	工種区分	補正係数													
市街地	鋼橋架設工事	1.1																	
	橋梁保全工事																		
	舗装工事																		
	電線共同溝工事																		
	道路維持工事																		
現行どおり		③-4) その他 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正値に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。		番号の修正															
						(控え頁) 4／7													

工 種	現場管理費
-----	-------

改 正 理 由		一部改正		改 正		現 行		備 考													
現 行				改 正				備 考													
(6) 「処分費等」の取扱い 「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。 1) 処分費（再資源化施設の受入費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table><tr><td>区 分</td><td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合</td><td>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合</td></tr><tr><td>共 通 仮 設 費</td><td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td><td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td></tr><tr><td>現 場 管 理 費</td><td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td><td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td></tr><tr><td>一 般 管理費等</td><td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td><td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。</td></tr></table> (注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 処分費を計上する場合は、「第1編第2章②間接工事費 2. 共通仮設費 2－3 準備費」及び「第1編第12章①材料単価入力基準表」により単価登録すること。 3. 上表により難い場合は別途考慮するものとする。 (7) 現場管理費の計算 1) 施工時期、工事期間、大都市を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×{(現場管理費率標準値×補正係数)＋補正值} 対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表、第3表）による。 補正係数は、(3)2) 大都市を考慮した現場管理費率の補正による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正による。 2) 施工時期、工事期間、施工地域、工事場所を考慮した計算 現場管理費＝対象純工事費×(現場管理費率標準値＋補正值) 対象純工事費：純工事費＋支給品費＋無償貸付機械等評価額 ただし、現場管理費率標準値は、別表第1（第1表～第5表）による。 補正值は、(3)1) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正及び(3)3) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正による。				区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合	共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	一 般 管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。	現行どおり 削除				補正係数改定に伴う記載の修正 端数処理方法の記載 補正係数改定に伴う削除	
区 分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千万円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千万円を超える場合																			
共 通 仮 設 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																			
現 場 管 理 費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																			
一 般 管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。 ただし、対象とする金額は3千万円を上限とする。																			
I -2-②-22																					
積算上の注意事項								(控え頁) 5／7													

44 / 848

45 / 848